

広島県公安委員会告示第73号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により，広島県公安委員会が認める交通誘導警備業務は，次の表の左欄に掲げる路線に応じ，同表の右欄に掲げる区間において行うものとし，令和3年4月1日から施行する。

なお，平成27年広島県公安委員会告示第23号（警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定による広島県公安委員会が認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間の指定）は，令和3年3月31日限り廃止する。

令和2年10月1日

広島県公安委員会

委員長 明 海 国 賢

路線	区間
一般国道2号	広島県内全域
一般国道31号	
一般国道54号	
一般国道183号	
一般国道185号	
一般国道313号	
一般国道375号	東広島市西条町御菌宇6461番地3先から 東広島市豊栄町清武49番地4先まで
一般国道486号	広島県内全域
主要地方道福山鞆線	
主要地方道呉平谷線	
主要地方道広島三次線	
一般県道原田五日市線	